

会費等に関する規則

平成28年9月16日制定

令和元年9月15日改正

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条に定める会員が支払う会費に関する必要事項を定め、それによって非営利法人研究学会（以下「本会」という。）の活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費)

第2条 定款第5条に規定するように会費は、次に掲げるところによる。

- | | |
|-------------|-------------|
| 一 正会員（個人会員） | 年間 10,000 円 |
| 二 学生会員 | 年間 5,000 円 |
| 三 賛助会員 | 年間 30,000 円 |
| 四 名誉会員 | 年間 8,000 円 |
| 五 シニア会員 | 年間 5,000 円 |

2 事業年度（8月から翌年7月）の途中で入会した正会員又は法人会員のその事業年度の会費は、年額とする。ただし、理事会の決議によってこれを減免することができる。

3 学生会員は会費を納付する毎に在学証明書を提出するものとする。なお、学生会員が学生でなくなった場合は速やかに学会事務局に届け出ることとし、届出のあった当該事業年度より本条第1項第1号に規定する会費を適用する。

4 正会員が大学院生になった場合で、学生会員としての登録をする場合は学会事務局に届け出ることにより、届出のあった当該事業年度より本条第1項第2号に規定する会費を適用することができる。

5 賛助会員は、以下の場合について事務局に届け出ることにより正会員と同等の扱いをすることができる。ただし、社員総会における議決権は、この限りではない。

- | | |
|----------|----------------------|
| 一 個人 | 本人が事務局に届け出た場合 |
| 二 法人又は団体 | 所属する者4名以内を事務局に届け出た場合 |

6 正会員は、本学会に正会員として10年以上在籍し、本人の年齢が70歳に達した場合、事務局に届け出ることによりシニア会員になることができる。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の2割以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納入)

第4条 本会に入会した会員は、事務局より会費請求を受けた日から30日以内に、その事業年度の会費を所定の方法により納入しなければならない。

2 会員は、毎事業年度の会費として9月末日までに所定の方法により納入しなければならない。

(資格喪失に伴う会員の会費納入義務等)

第5条 会員が事業年度の途中において退会するときは、当該年度分の会費及び未納会費を納入しなければならない。

2 本会は、会員が納入した会費については、これを返還しない。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規則は、令和元年9月15日から施行する。